

蕨市手数料条例の一部を改正する条例

蕨市手数料条例（昭和 53 年蕨市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、「平成 28 年国土交通省令第 5 号」の次に「。以下「建築物省エネ法施行規則」という。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による届出を経た政党、協会その他の団体からはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための屋外広告物の許可（許可の期間の更新を含む。）に関する手数料に係る申請があつたときは、当該申請に係る手数料を徴収しない。

別表 6 3 の 2 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物省エネ法施行規則」に改め、同表中 6 6 の項を 6 7 の項とし、6 5 の項を 6 6 の項とし、6 4 の項を 6 5 の項とし、6 3 の 2 の項の次に次のように加える。

6 4 埼玉県屋外広告物条例（昭和 50 年埼玉県条例第 42 号）の規定に基づく屋外広告物の許可（許可の期間の更新を含む。）	<p>(1) 広告塔 1 平方メートル（1 平方メートル未満のものは、1 平方メートルとする。）につき 350 円</p> <p>(2) 広告板 1 平方メートル（1 平方メートル未満のものは、1 平方メートルとする。）につき 350 円</p> <p>(3) 立看板</p> <p>ア 紙製又は布製のもの 1 個につき 170 円</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1 個につき 350 円</p> <p>(4) 掛看板 1 個につき 700 円</p>
---	---

- | |
|--|
| (5) 広告幕 (つり下げを含む。) 1
張につき 350円 |
| (6) 広告旗 1本につき 350円 |
| (7) 電柱、街灯柱その他電柱に類する
ものの利用広告 (はり紙及びはり札
を除く。) 1個につき 350円 |
| (8) 標識利用広告 1個につき 170円 |
| (9) アドバルーン 1個につき 1,750円 |
| (10) アーチ利用広告 1基につき 3,500円 |
| (11) はり紙 50枚 (50枚未満のも
のは、50枚とする。) につき 350円 |
| (12) はり札 10枚 (10枚未満のも
のは、10枚とする。) につき 350円 |
| (13) 自動車利用広告
ア 広告宣伝用自動車を利用するも
の
1台につき 2,000円 |
| イ アに掲げるもの以外のもの
1台につき 800円 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄